

聖籠町体育指導委員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十一日

聖籠町教育委員会委員長 伊藤恵美子

聖籠町教育委員会規則第二号

聖籠町体育指導委員に関する規則等の一部を改正する規則

(聖籠町体育指導委員に関する規則の一部改正)

第一条 聖籠町体育指導委員に関する規則(昭和五十一年教委規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

聖籠町スポーツ推進委員に関する規則

本則中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第一条中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)第十九条の規定に基づく」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十二条第二項の規定に基づき、」に改める。

第二条を次のように改める。

(職務)

第二条 スポーツ推進委員は、本町におけるスポーツの推進のため、次の職務を行う。

一 住民に対してスポーツの実技の指導を行うこと。  
二 住民のスポーツ活動の推進のための組織の育成を図ること。

三 スポーツの推進のための事業の実施に関し協力すること。

四 スポーツに関する住民の関心と理解を深めること。

五 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推

進のための指導助言を行うこと。

第五条中「（昭和三十一年条例第四七号）」を「（昭和三十一年条例第四十七号）」に改める。

（聖籠町スポーツ障害見舞金支給条例施行規則の一部改正）

第二条 聖籠町スポーツ障害見舞金支給条例施行規則（昭和五十四年教委規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

（聖籠町教育委員会事務委任規則の一部改正）

第三条 聖籠町教育委員会事務委任規則（昭和五十七年教委規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

（聖籠町体育推進委員に関する規則の一部改正）

第四条 聖籠町体育推進委員に関する規則（昭和五十五年教委規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第六条中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百四十一号）」第十九条第二項に規定する」を「委員は、」に改める。

（聖籠町教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第五条 聖籠町教育委員会事務局組織規則（平成十八年教委規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表社会教育課の部スポーツ振興係の款中「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の施行の日（平成二十三年八月二十四日）から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法の施行の際現に体育指導委員である者で同法附則第四条の規定によりスポーツ推進委員とみなされたものの任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。